

令和3年度一般会計12月補正予算（第11号）のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、国が令和3年度補正予算（第1号）案として閣議決定した、高校3年生までの児童を養育している世帯に対する「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」や、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するための「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に加えて、本市独自の支援策である「いちかわ生活よりそい臨時特別給付金」について補正予算を編成する必要が生じたことから、本定例会に追加の補正予算を提案するものです。

☆歳出予算

12,102,075 千円

【歳出予算の内訳】

1. 子育て世帯の支援

3,181,297 千円

① 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）	全額国が負担	3,181,297 千円
〔予算の内訳〕	給付金： 3,166,400千円 事務費： 14,897千円	
〔対象〕	0歳から高校3年生までの児童の保護者等（所得制限あり）	
〔給付金額〕	児童1人あたり5万円（63,328人） ※平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童 ※使途を限定した5万円相当のクーポンに係る経費は除く	

2. 生活・暮らしの支援

8,920,778 千円

① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	全額国が負担	4,847,182 千円
〔予算の内訳〕	給付金： 4,750,000千円 事務費： 97,182千円	
〔対象〕	住民税非課税世帯等	
〔給付金額〕	1世帯あたり10万円（47,500世帯）	
② いちかわ生活よりそい臨時特別給付金	市独自	4,073,596 千円
〔予算の内訳〕	給付金： 4,000,000千円 事務費： 73,596千円	
〔対象〕	所得200万円以下の住民税課税世帯等	
〔給付金額〕	1世帯あたり10万円（40,000世帯）	

☆歳入予算

12,102,075 千円

【歳入予算の内訳】

① 市税	2,773,000 千円
② 国庫支出金	8,028,479 千円
③ 繰入金（財政調整基金繰入金）	1,016,028 千円
④ 繰越金	284,568 千円

【問い合わせ先】	1-①	子ども政策部	子ども福祉課	課長 渡部 薫	047-712-8539
	2-①、②	福祉部	福祉政策課	課長 池田 孝広	047-712-8546
	補正予算について	財政部	財政課	課長 遠山 忠	047-712-8595

令和3年12月8日

報道関係者各位

市川市 こども政策部長 大平 敏之

令和3年度一般会計補正予算（第11号）における「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の支給について

○事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、国より「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」を支給するものです。

なお、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、クーポンにつきましては、国からの通知があり次第、可能な限り速やかに対応してまいります。

○事業概要

（1）予算の内訳

給付金：3,166,400千円、

事務費： 14,897千円

（消耗品費：329千円、通信運搬費：9,068千円、手数料：5,500千円）

※全額国庫負担

※事務費のうち、委託料は予備費にて対応

（2）支給額

児童1人当たり一律5万円（対象児童数：63,328人）

（3）支給対象者

下記に記載のある対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者等

（4）支給対象児童

以下のいずれかに該当する者

- ① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
- ② 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）
※養育している者が児童手当 本則給付相当の受給者並びにそれに準ずる者
- ③ 令和4年3月31日までに生まれる児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

（5）支給時期及び支給方法

①については、令和3年12月27日（月）支給予定（申請不要）

※公務員は要申請

※①のうち、高校生がいる世帯については、市が把握している範囲で併せて支給

②・③については、令和4年2月以降の見込み（要申請 1月申請受付開始予定）

（問合せ先）

こども政策部 こども福祉課長 渡部 薫

TEL 047-712-8539

令和3年12月8日

報道機関 各位

福祉部長 小泉 貞之

**令和3年度一般会計補正予算（第11号）における
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び
いちかわ生活よりそい臨時特別給付金事業の実施について**

○事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の制度として現金を給付します。また、国の制度による給付金を受けられない方々にも、同様の主旨により市の単独事業として現金を給付します。

○事業概要

（1）国の給付金【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金】

事業費総額：4,847,182 千円

・給付費：4,750,000 千円

対象：約 47,500 世帯（令和3年度の市民税が非課税である世帯等）、
1世帯当たり10万円

・事務費：97,182 千円

（2）市単独の給付金【いちかわ生活よりそい臨時特別給付金】

事業費総額 4,073,596 千円

・給付費：4,000,000 千円

対象：約 40,000 世帯（令和2年中の世帯合算した所得金額が200万円以下の課税世帯等 * 上記（1）の給付金の対象と同じ所得階層にありながら、世帯構成の差により課税世帯となり、当該給付金を受けられない方々を対象）、1世帯当たり10万円

・事務費：73,596 千円

《問合せ先》福祉部 福祉政策課長 池田 孝広
TEL 047-712-8546